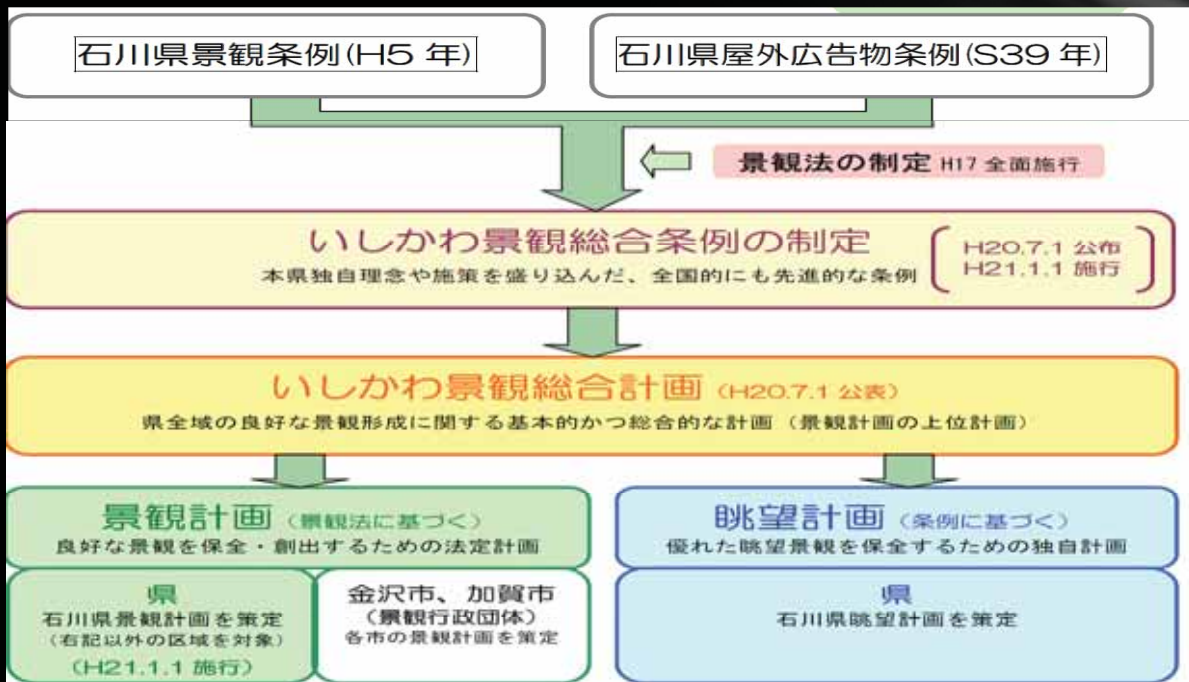


集約型都市構造と 景観を守る土地利用規制

千葉大学大学院

池邊 このみ

景観条例と屋外広告物条例を一本化し、 新たに全国初の「石川景観総合条例」



広域、広告物と一体、眺望景観の導入

●特色ある景観施策の推進

1 市町を超えた、広域的な景観づくりの推進

- ・県土全域の景観形成の指針となる「いしかわ景観総合計画」を策定します。

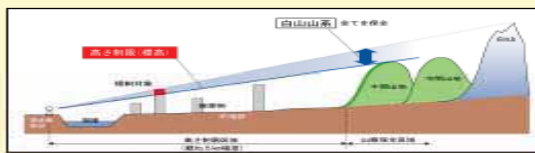
2 地域特性に応じた規制・誘導

- ・地域の特性を考えゾーニング指定を行ない、それぞれのゾーンに合わせた景観形成の方針を立て、規制・誘導を行います。
- ・人々の生活がいきづく里山や田園風景等の文化的な景観の保全再生を推進します。



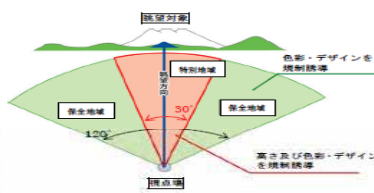
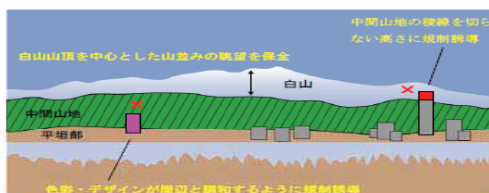
3 眺望景観の保全

- ・白山や七尾湾の眺望を保全するため、「眺望景観保全地域」を指定し、建物などの高さや、色・デザインなどを規制します。



3 石川県眺望計画 (条例に基づく)

- 石川県を代表する優れた眺望景観を保全するための、県独自の計画です。
- 優れた眺望景観を有する地域を「眺望景観保全地域」に指定し、眺望景観を阻害するような建築物等の高さ、色彩・デザインなどを規制しています。
- 今回、代表的な眺望地点として下記の3箇所を指定しました。
 - ・白山眺望景観保全地域（木場潟）
 - ・白山眺望景観保全地域（柴山潟）
 - ・七尾湾眺望景観保全地域（能登有料道路別所岳サービスエリア）



白山眺望景観の保全イメージ



白山景観計画における眺望景観形成基準

■建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模(高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図1のとおり）。
形態・意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

景観形成基準

■建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模(高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図1のとおり）。
形態・意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

※ただし、地形等により視点場から望見されない場合はこの限りでない。

■開発行為

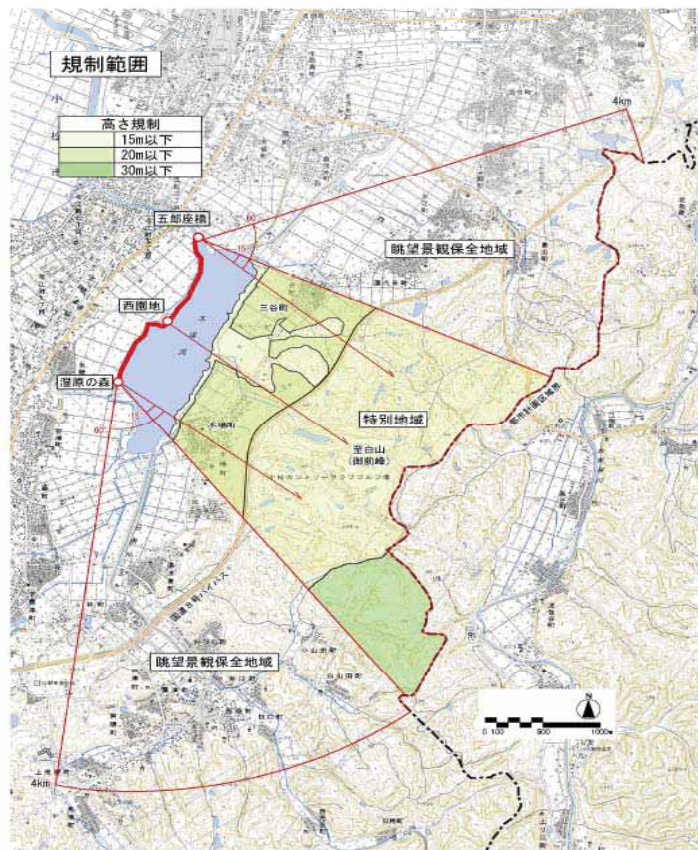
項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○本場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なりのり面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

届出対象行為

別表1 届出対象行為一覧

行為の種類	届出対象規模	
	眺望景観保全地域	特別地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は建築面積200㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
煙突		
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備用除く)		
広告塔、広告板、裝飾塔、記念塔その他これらに類するもの		
高架水塔、サイロ、物見塔その他これらに類するもの		
擁壁		
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの		
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	高さが13mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが10mを超えるもの
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設		
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設		
築造面積が300㎡を超える自動車庫庫の用に供する立体的駐車場施設		
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が3,000㎡を超えるもの

別図1 <白山眺望景観保全地域(木場湯)>



別図2 <白山眺望景観保全地域(柴山潟)>



別図3 <七尾湾眺望景観保全地域(別所岳SA)>



眺望景観創生条例を全国初に策定した京都

建物の高さ（高度地区）

建物の高さは、都市の景観や市街地の環境を形成する重要な要素です。そのため、広範囲で高さ制限を以前より引き下げ、同時に高さの制限を地域の特性に合わせて細分化しています。

1 建物の高さ

都市全体の高さ構成の基本

商業・業務の中心地区である都心部
の建築物について一定の高さを認め、
この都心部から三方の山裾に行くに
従って、次第に高さの最高限度を低減
させることを基本

⇒ ①歴史的な市街地、②山すそ部の住宅地、③工業地域
などで高度地区による高さの最高限度を引き下げ
※市街化区域(約15,000ha)の3割強の区域で
引き下げ

⇒ (旧) 10m, 15m, 20m, 31m, 45m
(現在) 10m, 12m, 15m, 20m, 25m, 31m

①地域ごとの景観
特性に応じた
きめ細かな規制

②隣接する市街地
間の高さの格差
の抑制に留意

③土地利用と景観
の双方に配慮

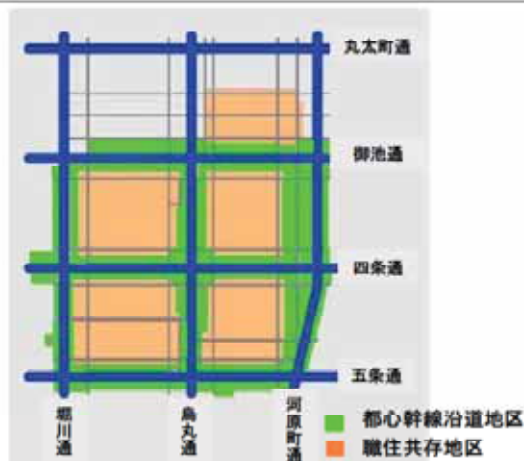


高さ規制を引き下げた主な地域(歴史的市街地)

歴史的な市街地のほぼ全域で、建物の高さを引き下げました。
目指しているのは、京町家と調和する建築物の高さ。
それはヒューマンスケールの都市空間です。

(例) 都心幹線沿道地区 : 45m⇒31m
職住共存地区 : 31m⇒15m

その他の幹線道路沿道, 鴨川沿い,
鴨東地域, 西陣地域 等



旧規制 31mの場合



現在の規制15mの場合(町並みの連続性)

眺望景観・借景の保全－眺望景観創生条例を制定－

京都には、古い歌にも詠まれた優れた眺めが多くあり、それらは京都のみならず日本の財産です。そこで、平成19年に、全国初となる、眺望景観創生条例を制定し、38か所の優れた眺望景観や借景の保全を図っています。

3 眺望景観 や借景

- ⇒ 文献や市民意見募集から597件を抽出
 - ⇒ 世界遺産を含む歴史的資産周辺や、市街地が近接し、建築物等の高さやデザインについて新たに規制していかなければ、眺望景観や借景が損なわれる可能性がある38箇所を審議会で抽出
 - ⇒ 眺望景観創生条例
- 建築物等の標高規制やデザイン規制／提案制度

- 1 境内の眺め 世界遺産14箇所、京都御苑、修学院離宮、桂離宮
- 2 通りの眺め 御池通、四条通、五条通、産寧坂等
- 3 水辺の眺め 澁川・宇治川派流、琵琶湖疏水
- 4 庭園からの眺め 円通寺、涉成園
- 5 山並みへの眺め 賀茂川から東山・北山、桂川左岸から西山
- 6 「しるし」への眺め 賀茂川右岸・北山通・船岡山等から五山の送り火
- 7 見晴らしの眺め 渡月橋下流から嵐山一帯
- 8 見下ろしの眺め 大文字山から市街地

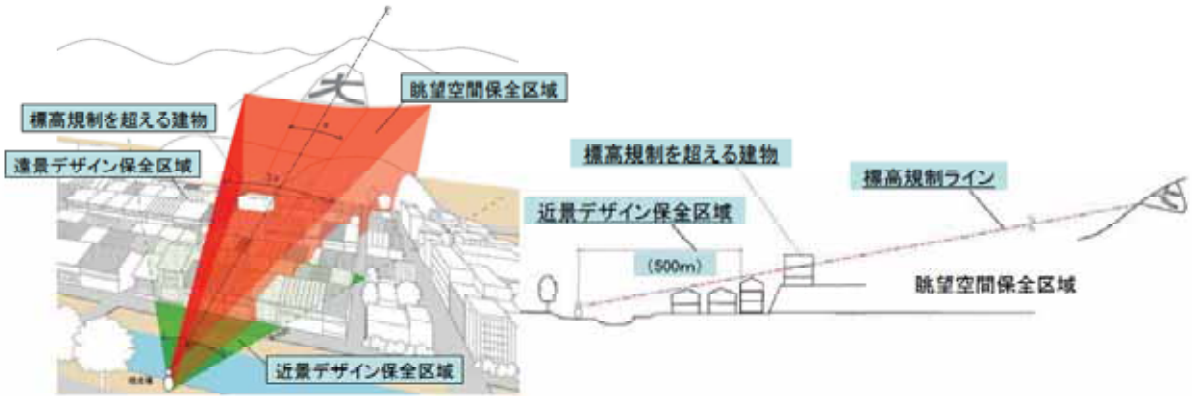


賀茂川右岸から大文字への眺望

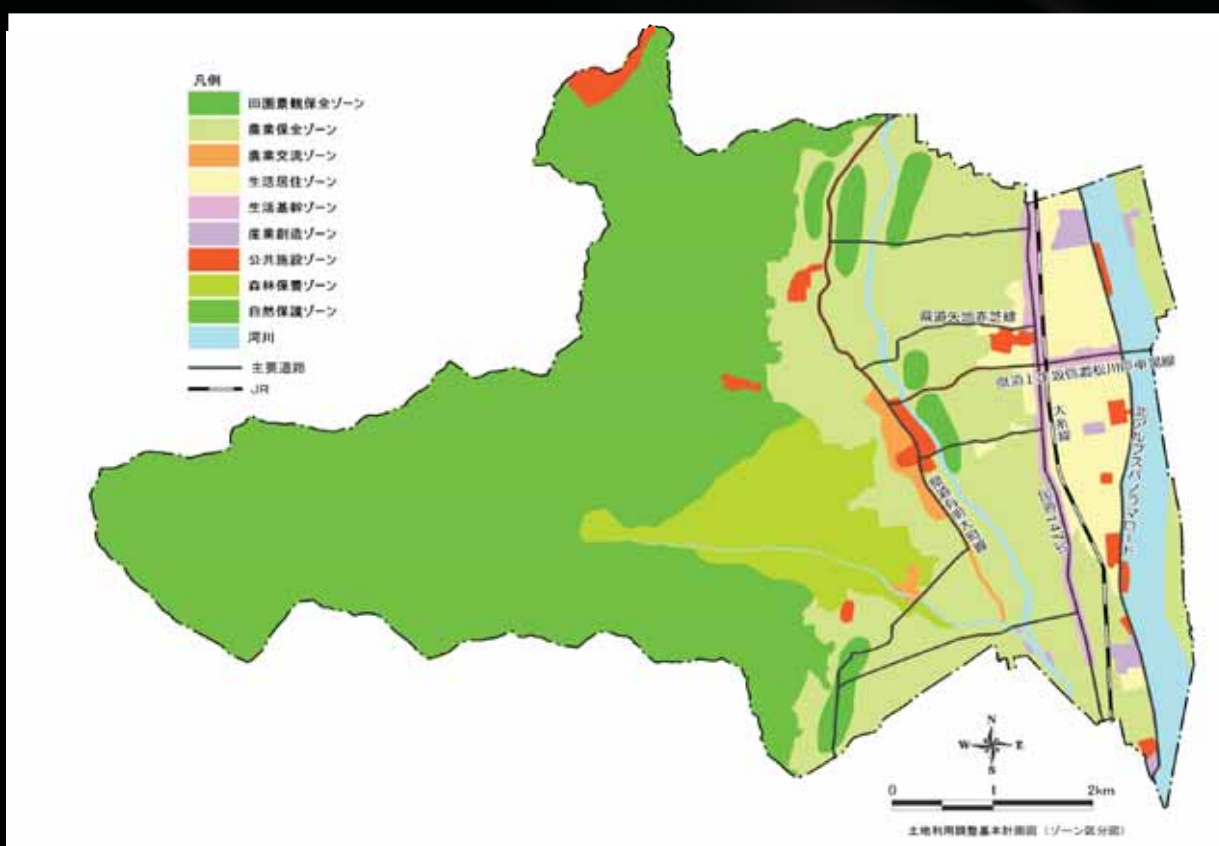
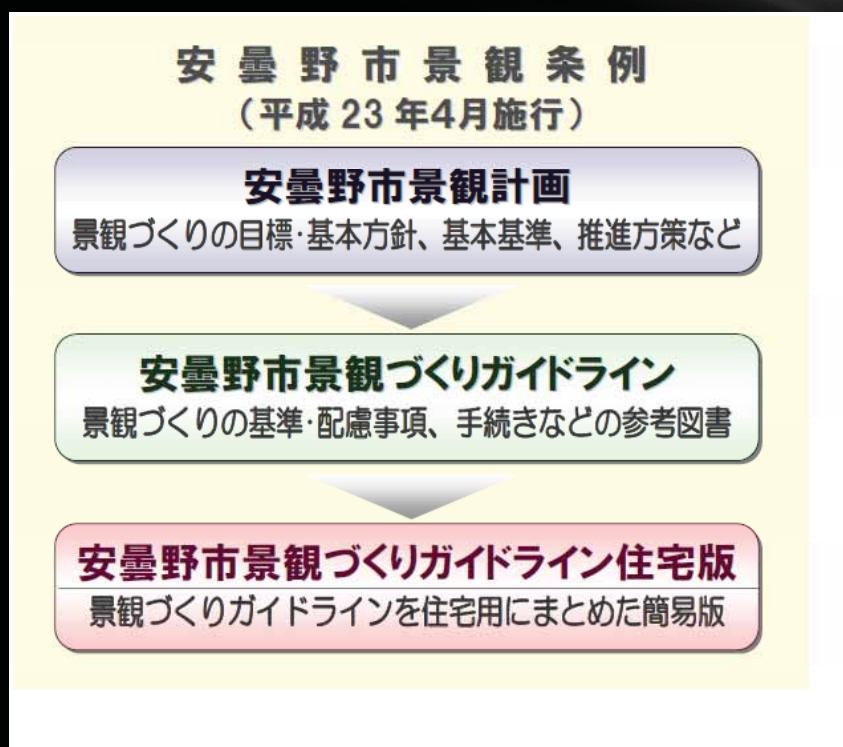
眺望景観保全地域の指定

眺望景観を保全、創出するために必要となる地域を「眺望景観保全地域」に指定します。眺望景観保全地域はそれぞれ必要となる規制の内容に応じて、次の3つの区域に分類します。

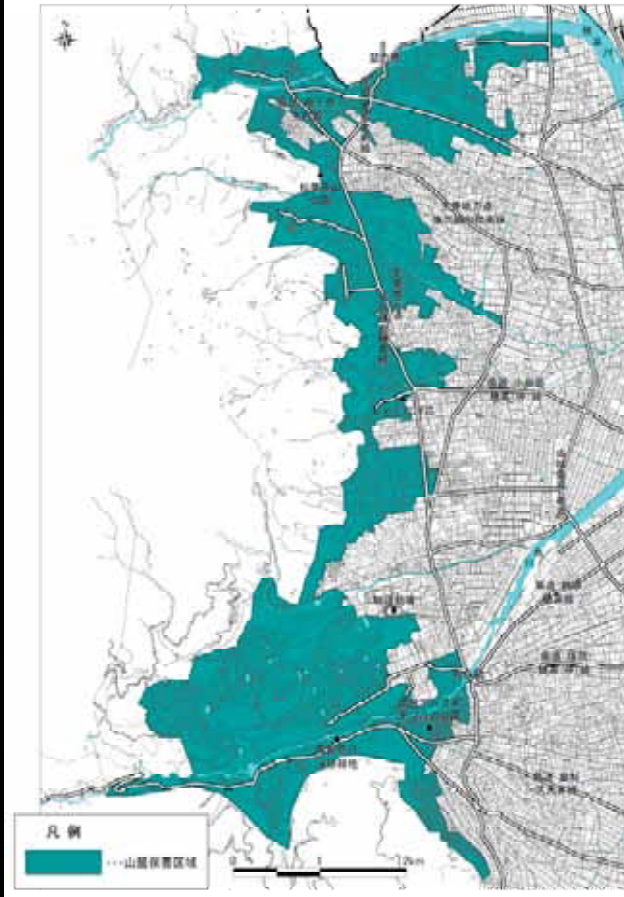
- 眺望空間保全区域 : 視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域
- 近景デザイン保全区域: 視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう形態、意匠、色彩について規制する区域
- 遠景デザイン保全区域: 視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう外壁、屋根等の色彩について規制する区域



土地利用計画、土地利用計画ガイドライン、景観条例
の3つで規制をしている安曇野市



山麓保養区域の範囲



参考資料 1 用途地域(準用途地域)内の建築物に係る制限概要

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	臨海地域
用途地域内の建築物の用途制限 建てられる用途 ○ ① ② ③ ④ ▲ 建てられない用途 □ ※①、②、③、④、▲ 面積、敷面積の制限あり												
住居、共同住宅、賃貸舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非住宅型住宅、非住宅型住宅の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		③	④	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,000㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 1,000㎡を超え、2,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が 2,000㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 1,000㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 1,000㎡を超え、2,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 2,000㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館				○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホール、劇場、コンサートホール、スポーツ施設、パビリオン、展示場				○	○	○	○	○	○	○	○	○
カラオケボックス等				○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊園地、ばちこ遊園、射的場、馬場、乗馬施設等				○	○	○	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演芸場、観望所				○	○	○	○	○	○	○	○	○
キャバレー、ダンスホール等、娯楽付店舗等				○	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、専門学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館出張所、一定規模以上の郵便局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺廟、公会堂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公民館、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車修理場				○	○	○	○	○	○	○	○	○
修繕工場(自動車修理を除く)				○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設物置自動車庫				○	○	○	○	○	○	○	○	○
(①②③については、建築物の延べ床面積の1/2以下かつ敷地面積に相当の敷地)				○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉庫(150㎡を超えるもの)				○	○	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、和食店、豆腐屋、菓子屋、洋食店、喫茶店、喫茶店等				○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車販売作業場の床面積が50㎡以下				○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性及び環境を悪化させる恐れが少ない工場				○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性及び環境を悪化させる恐れが少ない工場				○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性及び環境を悪化させる恐れがやや多い工場				○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性及び環境を悪化させる恐れがある工場				○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車修理工場				○	○	○	○	○	○	○	○	○
大庫、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・取扱いする施設				○	○	○	○	○	○	○	○	○
■が非常に少ない施設 ○が少ない施設 ●がやや多い施設 ▲が多い施設				○	○	○	○	○	○	○	○	○
製菓工場、印刷工場、製糖工場、肉物処理場、ゴミ焼却場等				○	○	○	○	○	○	○	○	○

※本表は、建築基準法別表第2の概要であり、用途地域(準用途地域)内におけるすべての制限について掲載したものではありません。

エリアを設定して配慮すべきことを定める



広域レベルの視点や眺望点からまもる

2) 周囲から眺めて見る視点

建築物や工作物は、景観の構成要素の1つとして「見られる(眺められる)風景」になります。眺望軸^{※3}上にある視点場^{※4}など周囲からの見え方を確認し、その場所に応じた景観的な配慮や工夫を考えましょう。



※3 良好な眺望を連続して眺めることのできる幹線道路や鉄道、自転車道、河川・堰など
 ※4 景観を眺める人が立つ場
 ※5 視点場から眺められる対象

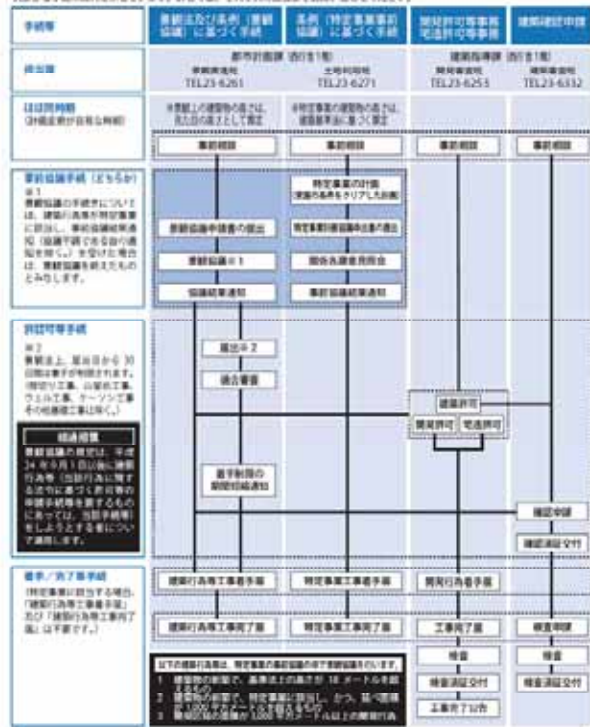
項目	まちながエリア	田園エリア	山麓・山間部エリア	確認
規模・配置	北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない樹種、建築物などと敷地の約り合いのとれた高さとする。高さ、まちながの連続性に配慮するとともに、高層の露出、圧迫感を生じないよう努めること。	高さは、原則として、屋敷林など周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹林以上となる場合は、北アルプスの高好は無縁露出を抑制し、屋敷林などの高さや連続性に沿い、視界からの阻害や圧迫感を軽減するよう努めること。特に、山麓から北アルプス眺望の妨げとなる敷地に配慮すること。	周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の約り合いのとれた高さとする。高さ、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹林以上となる場合は、周囲の露出との調和に特に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	高層の建築物などに比べ、樹種が大抵は低層に、屋根、壁、開口部などの露出の工夫により、圧迫感や阻害感を軽減し、周囲の景観との調和を図ること。	敷地の敷地境界からできるだけ隠し、中とりのある空間を確保すること。	露出部に露出を抑制できるように、露出するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	高層の建築物の高さを抑え、格段露出から露出、連続した山並みの連続性を確保すること。	敷地内に大規模な良好な緑地、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。	周囲の高層を各活用し、景観的連続性として露出や緑の連続性を確保すること。	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	まちながへの眺望を妨げないよう高さ、まちながの連続性に配慮し、まちながの連続性を確保すること。また、家体としてまとめるものとする。	北アルプスへの眺望を妨げないよう高さ、まちながの連続性に配慮し、まちながの連続性を確保すること。また、家体としてまとめるものとする。	周囲の高層を各活用し、景観的連続性として露出や緑の連続性を確保すること。	<input type="checkbox"/>
	建築物などの上部及び正面のデザインに特に留意すること。	建築物の上部及び正面のデザインに特に留意すること。	建築物の上部及び正面のデザインに特に留意すること。	<input type="checkbox"/>
	窓など、大規模な露出を抑制し、圧迫感や阻害感を軽減するものとする。	窓など、大規模な露出を抑制し、圧迫感や阻害感を軽減するものとする。	窓など、大規模な露出を抑制し、圧迫感や阻害感を軽減するものとする。	<input type="checkbox"/>
色	河川、緑地及び建築物に際する壁面などは、緑地の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川、緑地及び建築物に際する壁面などは、緑地の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川、緑地及び建築物に際する壁面などは、緑地の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	建築物に伝統的形態を持つ建築物が多い場合は、その形式を継承し、また、その形式の要素を取り入れた露出とするものとする。	建築物に伝統的形態を持つ建築物が多い場合は、その形式を継承し、また、その形式の要素を取り入れた露出とするものとする。	建築物に伝統的形態を持つ建築物が多い場合は、その形式を継承し、また、その形式の要素を取り入れた露出とするものとする。	<input type="checkbox"/>
	耐火性も考慮し、周囲の景観や地元の景観に合わせた材料を用いること。	耐火性も考慮し、周囲の景観や地元の景観に合わせた材料を用いること。	耐火性も考慮し、周囲の景観や地元の景観に合わせた材料を用いること。	<input type="checkbox"/>
周辺のしつらえ	色合い、露出の露出に際しては、使用される色合いの露出、使用される露出のバランスに十分配慮すること。	色合い、露出の露出に際しては、使用される色合いの露出、使用される露出のバランスに十分配慮すること。	色合い、露出の露出に際しては、使用される色合いの露出、使用される露出のバランスに十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	河川、緑地及び建築物に際する壁面などは、緑地の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川、緑地及び建築物に際する壁面などは、緑地の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川、緑地及び建築物に際する壁面などは、緑地の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	建築物に伝統的形態を持つ建築物が多い場合は、その形式を継承し、また、その形式の要素を取り入れた露出とするものとする。	建築物に伝統的形態を持つ建築物が多い場合は、その形式を継承し、また、その形式の要素を取り入れた露出とするものとする。	建築物に伝統的形態を持つ建築物が多い場合は、その形式を継承し、また、その形式の要素を取り入れた露出とするものとする。	<input type="checkbox"/>

注1 土地形質の変更(造成や土石の採取など)や特定外観意匠(広告物の表示など)に関する基準は景観計画をご参照ください。
注2 山岳エリアにおいては、中部山岳国立公園の管理計画に定められた基準を遵守するものとします。
注3 景観づくり推進地区に指定された場合は、その地区に定められた基準を上記基準に代えて遵守するものとします。

ビスタラインを特定した保全

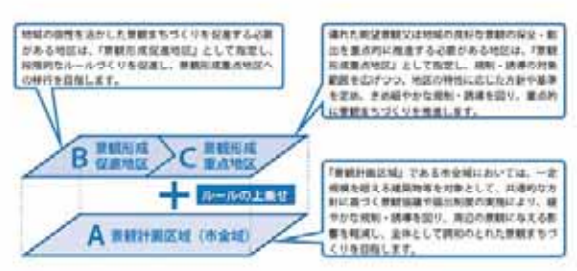
11 景観法及び岡崎市条例と、歴史と文化のまちづくり条例の手続と関係各課で行う手続の流れ

大まかな手続の流れを示しています。詳しくは、それぞれの担当課までお問い合わせください。



岡崎市景観協議及び届出制度の概要

岡崎市は、景観法に基づき「岡崎市景観計画」及び「岡崎市条例(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)」を平成24年7月1日から全面施行します。一定の建築物等については、景観法に基づき「景観法に基づく届出制」に適合したものとすべく、市との景観協議及び届出制(通知)の手続きが必要となります。

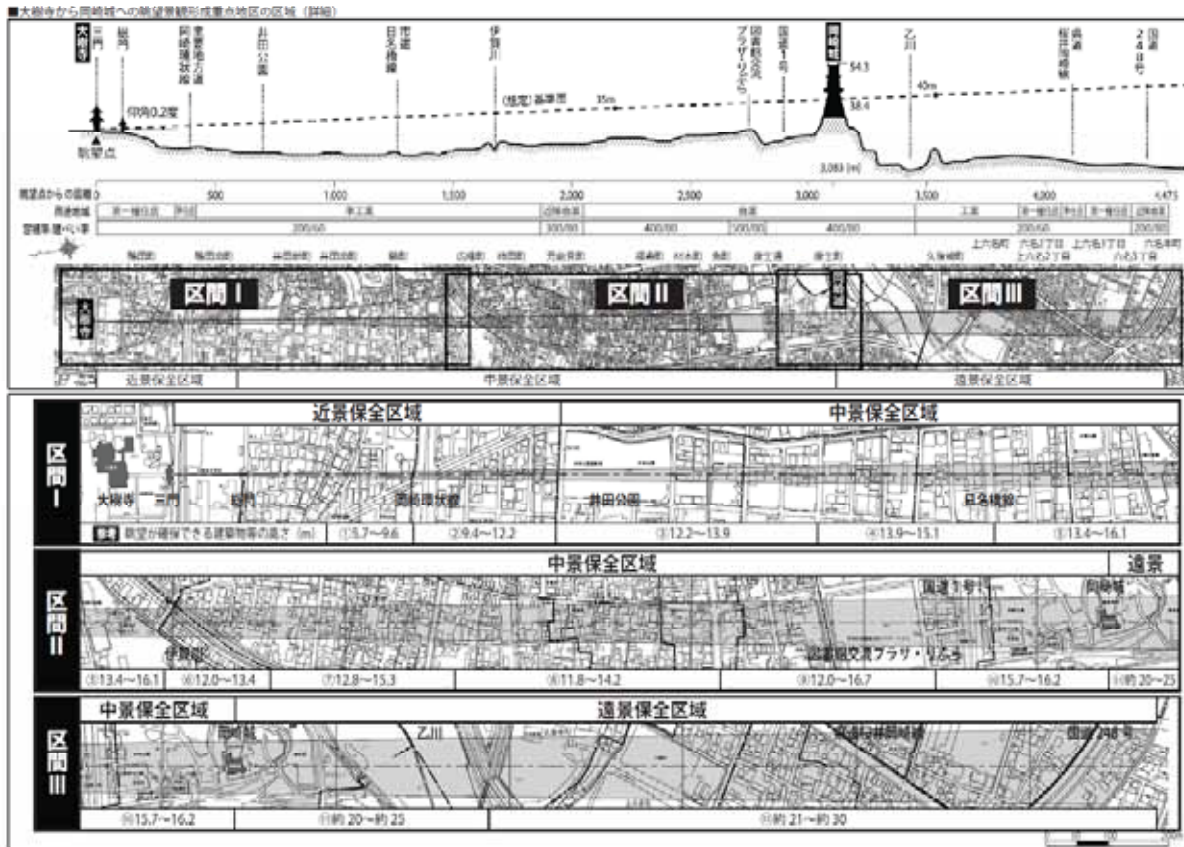


1. 名称及び地区の範囲

名称	地区の範囲
大層寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区	大層寺から岡崎城を望む歴史的眺望(酒井・ビスタライン)を保全するために必要な地区

4 地区の区域

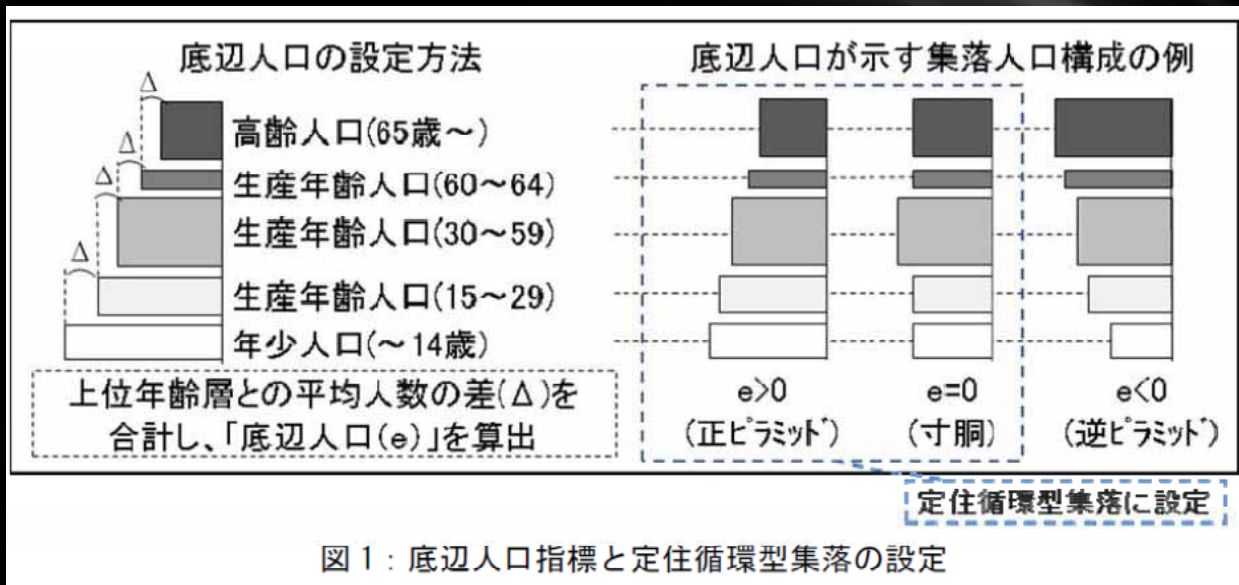
指定範囲は、大樹寺三門前を眺望点とし、その地上 1.5メートルの視点から大樹寺校門を通して眺める眺望の中で、視点と見かけ上の岡崎城天守閣二層下部の延長線とを結ぶことによってつくられる面（以下「基準面」といいます。）を、国道 248 号南側まで伸ばし、この基準面を地盤に垂直に投影した区域。（面積約 25.5ヘクタール）※詳細はお問い合わせください。

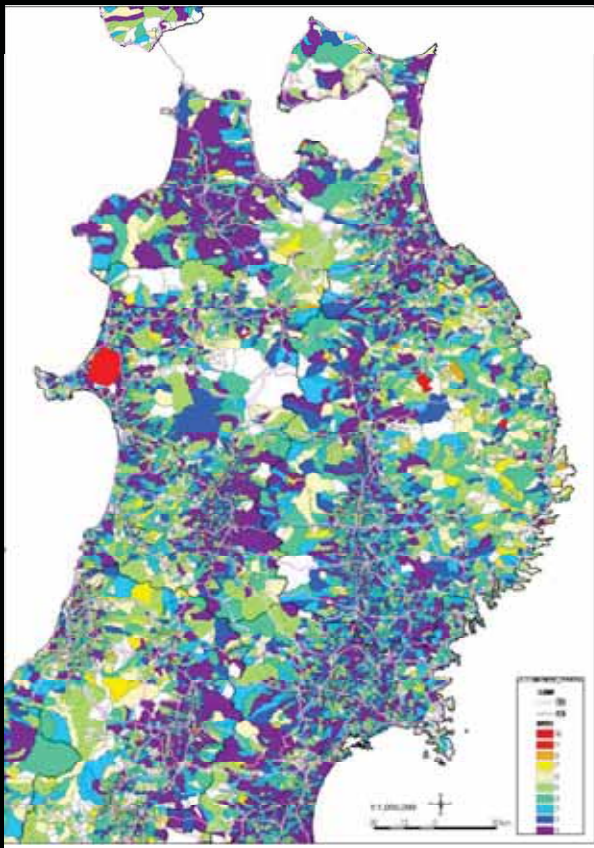


04

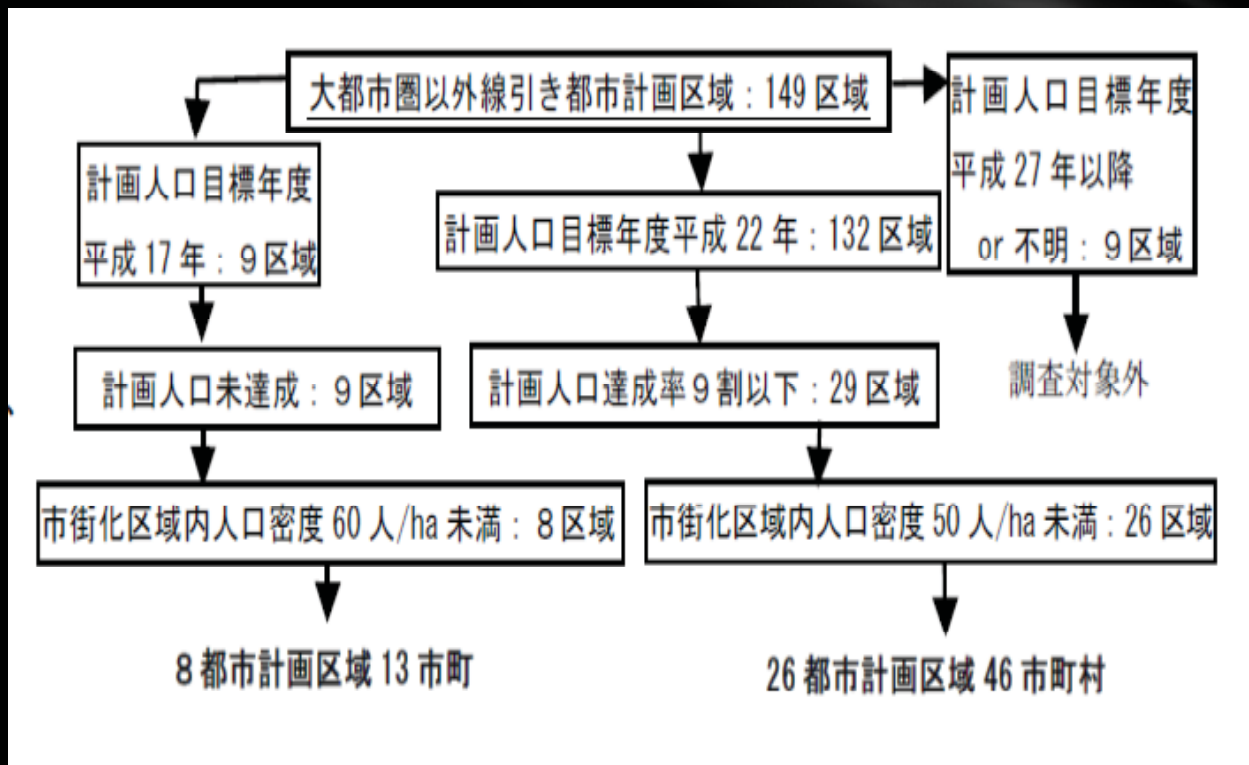
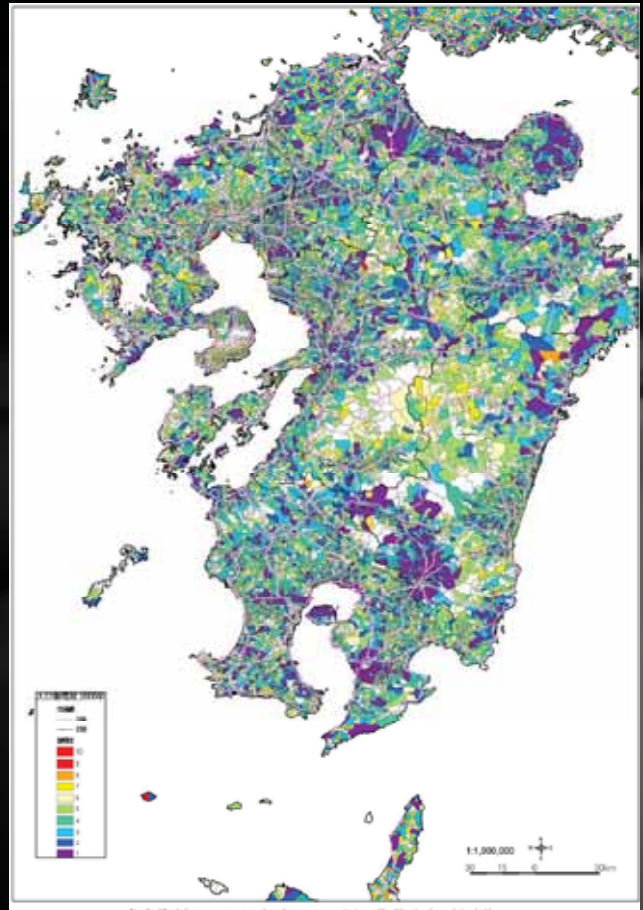
05

将来の日本の集落像

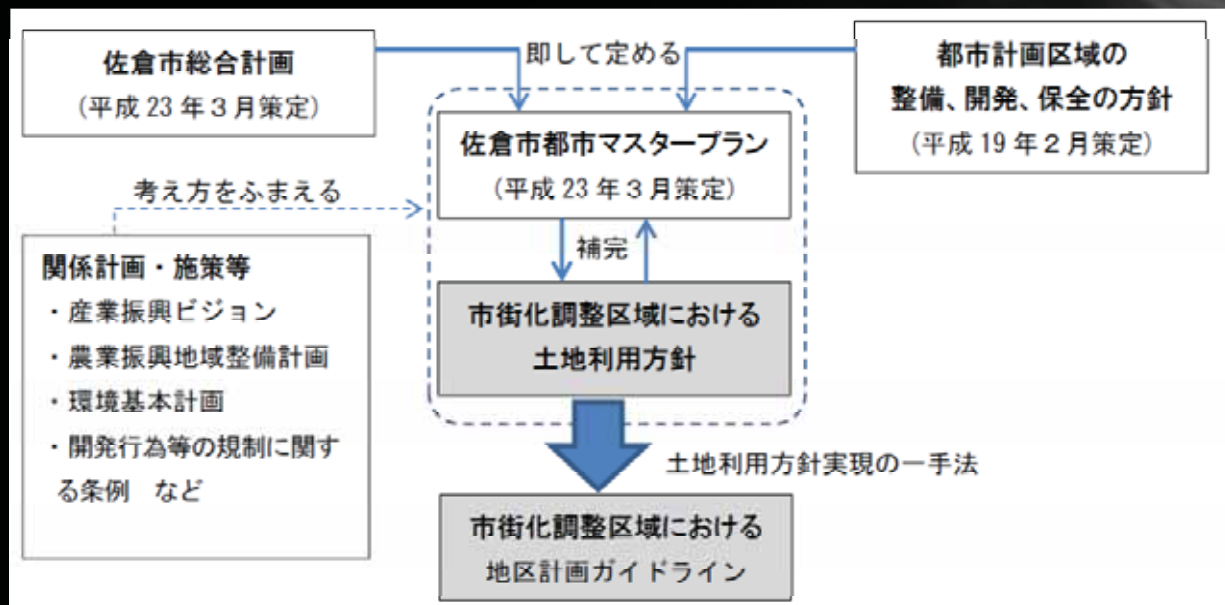




参考資料1：2000年底辺人口別の集積分布（東北北部）
※凡例の階級7～10が底辺人口10以上の集積



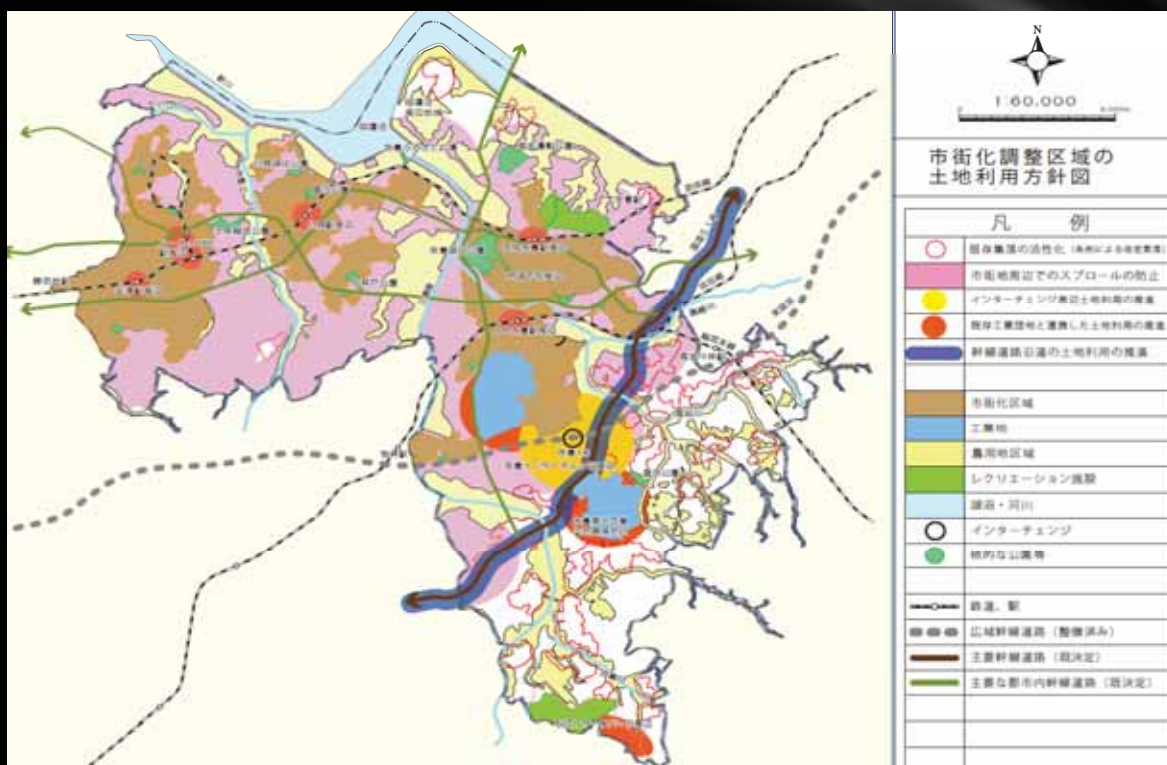
佐倉市 市街化調整区域 土地利用方針地区計画ガイドライン（H26）



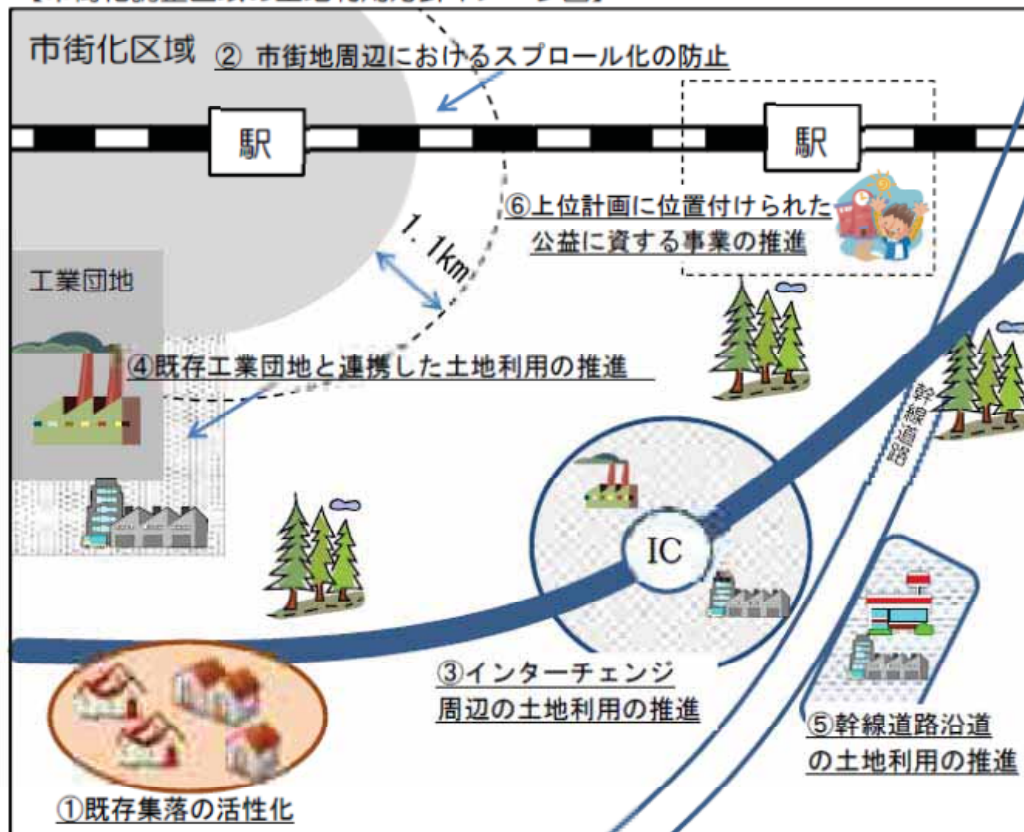
■市街化調整区域の課題と土地利用方針の対応

課題	土地利用方針	対応方法
土地利用規制による既存集落の人口減少	既存集落の活性化	条例改正 開発許可
市街地周辺における秩序ある土地利用の誘導	市街地周辺におけるスプロール化の防止	条例改正 線引見直し
インターチェンジ周辺等の産業適地の開発抑制	インターチェンジ周辺の土地利用の推進	地区計画
	既存工業団地と連携した土地利用の推進	地区計画
	幹線道路沿道の土地利用の推進	開発許可 地区計画
公共公益に資する開発行為の取扱い	上位計画に位置付けられた公益に資する事業の推進	開発許可 地区計画

市街化調整区域の土地利用方針及び地区計画ガイドラインを定めた佐倉市

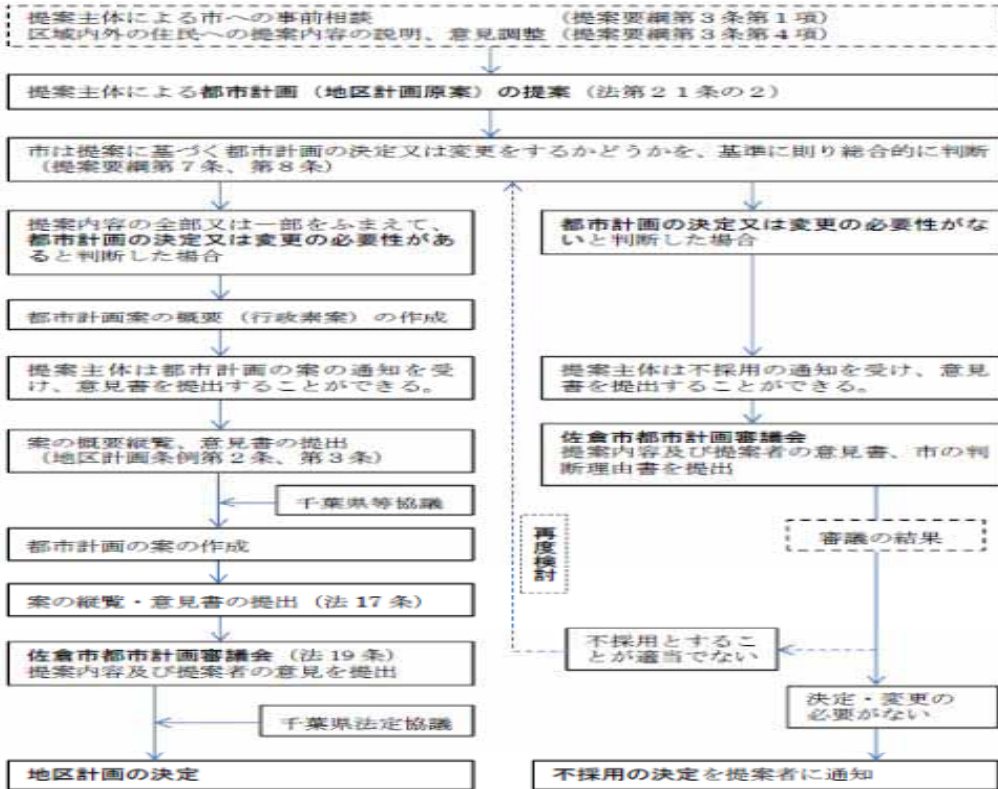


【市街化調整区域の土地利用方針イメージ図】



(3) 提案制度の手続き

都市計画提案制度の手続きは、以下のフロー図に示すとおりです。



※提案要綱：佐倉市都市計画の提案手続に関する要綱
 ※地区計画条例：佐倉市地区計画等の案の作成手続に関する条例



ご清聴ありがとうございます。